

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成23年 5月26日

【会社名】 大松産業株式会社

【英訳名】 DAIMATSU SANGYOU CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 松本 豊行

【本店の所在の場所】 兵庫県三木市吉川町湯谷567番地

【電話番号】 0794 - 72 - 1231

【事務連絡者氏名】 常務取締役 松本 憲二

【最寄りの連絡場所】 兵庫県三木市吉川町湯谷567番地

【電話番号】 0794 - 72 - 1231

【事務連絡者氏名】 常務取締役 松本 憲二

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 B種優先株式

【届出の対象とした募集金額】 一般募集
B種優先株式 20,000,000円
(注) 本募集金額は1億円未満ではありますが、企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第4項第2号の金額通算の規定により、本届出を行うものであります。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
B種優先株式	40株	(注) 2, 3, 4

(注) 1 平成23年5月24日の臨時株主総会及び平成23年5月25日の取締役会の決議による。

2 B種優先株式の内容

(1) 優先配当金

(イ) 毎決算期において、優先株式の1株につき2,000円を限度として、優先株主に対し普通株主に先立ち、優先株式に関する取締役会決議で定める額の剰余金の配当(以下優先配当金という)を支払う。

(ロ) 優先株式の株主は、前項の優先配当金が支払われた後の剰余の剰余金については、配当を受ける権利を有しない。

(2) 残余財産の分配

(イ) 残余財産の分配をするときは、優先株式の株主に対し普通株式の株主に先立ち、その優先株式1株につき170万円を限度として分配を行う。

(ロ) 優先株式の株主は、前項の優先分配が行われた後の剰余の財産に対しては、分配を受ける権利を有しない。

(3) 議決権

優先株式の株主は、その所有する優先株式については、株主総会における議決権を有しない。但し、下記の場合を除く。

(イ) 定時株主総会において、優先配当金の全部が支払われる旨の議案が提出されないときは、その定時株主総会の時から、議決権を有する。

(ロ) 定時株主総会において、優先配当金の全部が支払われる旨の議案が提出されたが否決されたときは、その定時株主総会終結の時から、議決権を有する。

(4) 株式分割の付与等

本優先株式については株式の併合又は分割は行わない。

(5) 単元株制度を採用していない。

(6) 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めはない。

3 当社の株式を譲渡又は取得については、株主または取得者は取締役会の承認を要します。

4 当社は、当社が経営するゴルフ場の正会員になることを条件として運営の安定化を図り、資金調達手段を柔軟かつ機動的に行うための選択肢の多様化を実行することを可能とするため、会社法第108条第1項第3号に定める(いわゆる議決権制限)について普通株式と異なる定めをした議決権のないA種優先株式とB種優先株式を発行しております。但し、会社法第108条第2項第3号ロに定める(議決権の行使の条件)を満たさない場合は、議決権を有します。

5 普通株式は完全な議決権を有し、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株制度を採用していない。

6 A種優先株式の内容は以下の通りであります。

(1) 優先配当金

(イ) 毎決算期において、優先株式の1株につき2,000円を限度として、優先株主に対し普通株主に先立ち、優先株式に関する取締役会決議で定める額の剰余金の配当(以下優先配当金という)を支払う。

(ロ) 優先株式の株主は、前項の優先配当金が支払われた後の剰余の剰余金については、配当を受ける権利を有しない。

(2) 残余財産の分配

(イ) 残余財産の分配をするときは、優先株式の株主に対し普通株式の株主に先立ち、その優先株式1株につき170万円を限度として分配を行う。

(ロ)優先株式の株主は、前項の優先分配が行われた後の残余の財産に対しては、分配を受ける権利を有しない。

(3) 議決権

優先株式の株主は、その所有する優先株式については、株主総会における議決権を有しない。但し、下記の場合を除く。

(イ)定時株主総会において、優先配当金の全部が支払われる旨の議案が提出されないときは、その定時株主総会の時から、議決権を有する。

(ロ)定時株主総会において、優先配当金の全部が支払われる旨の議案が提出されたが否決されたときは、その定時株主総会終結の時から、議決権を有する。

(4) 単元株制度を採用していない。

(5) 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めはない。

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当			
一般募集	40株	20,000,000	10,000,000
計(総発行株式)	40株	20,000,000	10,000,000

(注) 全株発行会社にて直接募集を行います。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
500,000	250,000	2株	自平成23年6月12日(日) 至平成23年8月8日(月)	1株につき 500,000	平成23年8月10日(水)

(注) 1 本募集の申込にあたっては、当社が経営するゴルフ場の正会員となることが条件となっております。なお、正会員にかかる入会申込期間及び入会申込場所は、下記の通りです。

入会申込期間：平成23年6月11日(土)から平成23年8月6日(土)までとします。

入会申込場所：大松産業株式会社 本店

但し、個人で入会申込される場合は、2株(1口)を本株式申込の上限とします。

2 入会申込書提出後、入会審査を行い、合格者に対して入会承認通知を行います。入会承認者については、株式申込証を申込期間内に後記申込取扱場所に申込をお願いします。

3 株式申込が募集株式数を超過した場合には、ゴルフ場の正会員となるための入会審査承認順に、募集株式数を上限とし、発行株式数といたします。株式申込が募集株式数に満たない場合には、払込された方の数をもって発行株式数といたします。入会承認を受けたが今回払込をされなかった方は、入会意思がないものとみなします。

また、発行株式数が募集株式数に満たない場合は、追加募集しないこととします。

4 申込証拠金は、後記払込取扱場所に払込期日までに払込むことといたします。

5 申込証拠金は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

6 申込証拠金には利息をつけません。

7 株券の発行は、平成23年9月1日頃を予定しています。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
大松産業株式会社 本店	兵庫県三木市吉川町湯谷567番地

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 十三支店	大阪市淀川区十三本町 1 - 6 - 27

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
20,000,000	2,000,000 (注)	18,000,000

(注) 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額18,000,000円につきましては、平成23年12月末に到来分の銀行借入金返済の打ち入れ金として充当する予定であります。

なお、上記資金使途に充当するまでの間、当該資金は当社銀行口座で管理いたします。

第 2 【売出要項】

該当事項はありません。

第 3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第 4 【その他の記載事項】

新株式発行届出目論見書の表紙の次に募集の概要として次項のとおり記載します。

募集の概要(B 種優先株式)

新規発行株式	一般募集
	B 種優先株式 40株
発行価格	500,000円
資本組入額	250,000円
申込期間	自 平成23年 6 月12日 至 平成23年 8 月 8 日
申込証拠金	500,000円
払込期日	平成23年 8 月10日
資金使途	銀行借入金返済に充当する予定であります。

(注) 1 本募集の申込にあたっては、当社が経営するゴルフ場の正会員となることが条件となっております。なお、正会員にかかる入会申込期間及び入会申込場所は、下記の通りです。

入会申込期間：平成23年 6 月11日(土)から平成23年 8 月 6 日(土)までとします。

入会申込場所：大松産業株式会社 本店

2 申込株式単位は、2 株(1 口)です。

但し、個人で入会申込される場合は、2 株(1 口)を本株式申込の上限とします。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1 継続企業の前提に関する注記について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第51期)に記載のとおり、当社は平成22年11月期末において、主力銀行からの有利子負債残高が1,710,200千円と営業キャッシュ・フローに対して多額となっております。

このような状況により、当社は継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しています。

これを解消するために当社では、営業活動の強化並びに経営の一層の効率化を図り営業収益の改善に努め、併せて本届出書に係る一般募集（株主会員募集）を実施するものであります。

2 資本金の増減について

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第51期)「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況（4）発行済株式総数、資本金等の推移」に記載の資本金は、平成23年5月26日までに次のとおり増減しております。

年月日	増加額（千円）	残高（千円）
平成22年11月30日		74,300
平成22年12月1日から 平成22年12月28日まで (注)1	9,450	83,750
平成23年4月1日 (注)2	73,750	10,000

(注)1 平成22年12月1日から平成22年12月28日までの間に、一般募集によるB種優先株式発行に伴い、9,450千円増加しております。

2 平成23年2月23日開催の定時株主総会において、資本金を73,750千円減資することを決議し、平成23年4月1日に減資が完了しました。

3 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第51期)の提出日以後、平成23年5月26日までの間に、当該有価証券報告書に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、平成23年5月26日現在においても変更はないものと判断しております。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第51期)	自 平成21年12月1日 至 平成22年11月30日
有価証券報告書の訂正報告書	事業年度 (第51期)	自 平成21年12月1日 至 平成22年11月30日

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成22年2月25日

大松産業株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 池田 芳 則
業務執行社員指定社員 公認会計士 中 嶋 歩
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている大松産業株式会社の平成20年12月1日から平成21年11月30日までの第50期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大松産業株式会社の平成21年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は主力銀行からの有利子負債残高が1,708,200千円と営業活動によるキャッシュ・フローに対して依然として多額な状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管している。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。

独立監査人の監査報告書

平成23年2月23日

大松産業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 池田 芳 則
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 中 嶋 歩
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている大松産業株式会社の平成21年12月1日から平成22年11月30日までの第51期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大松産業株式会社の平成22年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は主力銀行からの有利子負債残高が1,710,200千円と営業活動によるキャッシュ・フローに対して依然として多額な状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管している。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。